

明治30年代初期における海外移民送出の事務的管理

—福岡県八女郡下広川村を事例に—

花 木 宏 直

- I. 問題意識
- II. 下広川村の概要
- III. 「海外渡航関係留」の特性
- IV. 渡航申請者の推移
- V. 海外移民送出への下広川村の対応
 - (1) 森岡真のハワイ移民斡旋
 - (2) 熊本移民のハワイ移民斡旋
- VI. 結論

I. 問題意識

近代日本では海外を含む人口移動が活発化した。日本から海外への出移民数は、明治32(1899)年(31,354人)と明治39(1906)年(36,124人)に最多となった¹⁾。この経緯として、明治18(1885)年に始まったハワイ官約移民の送出が明治27(1894)年に廃止された。そして明治27年に移民保護規則、明治29(1896)年には移民保護法が制定され、民間の移民会社が移民を送出し、日本政府によって移民会社を管理する仕組みが構築された。その後移民が急増し、アメリカ合衆国では日本人移民が排斥されるようになったため、明治33(1900)年に日本政府はアメリカ合衆国本土と英領カナダへの渡航を自主規制した。しかし、移民会社の斡旋でハワイへ渡航しアメリカ合衆国本土へと転航する者が増加したため、明治40(1907)年にアメリカ合衆国はハワイからアメリカ合衆国本土への転

航を禁止した²⁾。つまり、出移民の最盛期は明治30年代の2度の北米渡航規制の直前に相当した。そして、明治30年代初期は出移民の多さに加え、日本政府が管理する移民会社を介した移民送出という近代日本の出移民の仕組みの基礎が形成された重要な時期である。

モリヤマは、移民保護規則や移民保護法の制定以降、地域における実際の移民送出には、府県や市郡、町村の自治体や、移民会社の委託を受けて移民募集などに従事する移民会社業務代理人(以下、業務代理人と記す)が携わるようになったこと³⁾や、出移民の増加に伴い外務省から府県へ移民に関わる業務が移管され、府県では移民の奨励など独自の取り組みを行ったことを指摘した⁴⁾。また、児玉は広島県を事例に、業務代理人には地元有力者や地方官吏が多く⁵⁾、業務代理人が町村役場や各地の地元有力者を訪問し移民募集を依頼したことから⁶⁾、両者の密接な関わりを指摘する。しかし、業務代理人とともに移住を希望する地域住民と直接やりとりした市郡や町村の活動については、十分明らかになっていない。また、自治体と移民会社および業務代理人との関わり合いの形成過程についても詳細は不明である。これらの点を解明するためには、町村というミクロスケールな地域での事例研究が必要である。

そこで本稿は、近代日本でも出移民数が最

キーワード：自治体、移民会社業務代理人、移民送出、下広川村、八女郡

多となり、かつ出移民の仕組みの基礎が形成された明治30年代初期における、出移民をめぐるミクロスケールな地域での自治体の活動や業務代理人との関わりを検討することで、海外移民送出の事務的管理の地域的展開を明らかにする。

研究対象地域として、福岡県八女郡下広川村（現・広川町）に注目する。石川によれば、福岡県は明治32～昭和16（1941）年の道府県別出移民数が4位（51,240人）であり、近代日本有数の移民多出地域であった⁷⁾。また、後述するように八女郡は福岡県でも出移民の多い地域であったが、下広川村は八女郡の中で出移民が少なかった。

八女郡を含む福岡県からの出移民を扱った既往研究や移民資料の存在確認は少ない状況にある⁸⁾。その既往研究をみると、菅は福岡県、モリヤマは祖父母の出生地である八女郡木屋村（現・八女市黒木町）を対象に、近代前期には零細農家の多さや小作地率の高さを背景に非後継者が移住したと指摘する⁹⁾。八女郡域の自治体史では、村是をもとに明治30年代に出移民数が増加したことや、耕地面積の少なさのため山間地域で出移民が多かったことが記される¹⁰⁾。また、本稿で注目する下広川村の「海外渡航関係留」のように移民資料の確認もわずかにみられる¹¹⁾。一方、福岡県は他の九州北部の県と同様に、出稼ぎ目的で海外へ渡航した女性である「からゆきさん」やその渡航の仲介者が多くみられた¹²⁾。近代後期や第二次世界大戦後には、炭鉱離職者の就業先確保や被差別部落問題の解決の手段として、国策により南米移民が送出された¹³⁾。昭和前期には日本政府と海外興業株式会社、福岡県海外移住組合によりコロンビアへの農業移民が送出され、その大半が福岡県出身者であった¹⁴⁾。

このように、福岡県の出移民研究の特色として、都市部や炭鉱地域を事例に、近代後期以降の国策による移民送出や、社会的課題と

出移民との関わりに注目される傾向がある。しかし、福岡県は近代前期より出移民がみられ、その多くは八女郡をはじめ南部の農業地域から業務代理人の斡旋により送出された。ただし、当該地域における移民募集から出移民に至る過程は十分明らかになっていない。この点について本稿では明治30年代初期の下広川村を中心に検討を進める。下広川村は八女郡でも平地に位置し出移民が少なかったが、周辺地域では出移民が多く、業務代理人の進出による移民募集が相次いでみられた。その対応や渡航申請手続きの整備に迫られるなど、移民送出の事務的管理が同村にとって大きな政治的・社会的課題となっていた。よって下広川村は、出移民の仕組みの形成期における自治体の活動や業務代理人との関わりの実態を検討する事例として適している。

II. 下広川村の概要

下広川村は福岡県南部、八女郡の北西部に位置する（図1）。同村は明治22（1889）年に成立し、昭和30（1955）年に上広川村や中広川村と合併して広川町となった。『下広川村是』（第1回・第2回）によれば、明治31（1898）年4月の本籍人口は3,322人、現住人口3,286人¹⁵⁾、明治40年6月の本籍人口3,689人、現住人口3,445人であった¹⁶⁾。下広川村には牟礼と当条、知徳、一條、藤田という、近世の藩政村に由来する5つの地区がある。

下広川村は筑紫平野の東端にあり、地形は氾濫原や丘陵からなる。産業をみると、『下広川村是』第1回には明治31年以前の「三ヶ年平均」の生産状況が示され、生産額の上位は「緋」25,943円（生産量25,261反）や「米」24,370円（2,437石）であった¹⁷⁾。第2回には「自三十七年至三十九年三ヶ年平均」として、生産額の上位は「緋」126,968円（50,787反）や「米」56,475円（4,026石）であった¹⁸⁾。つまり、下広川村では「緋」すなわち久留米緋や米の生産が盛んであり、明治30年代を

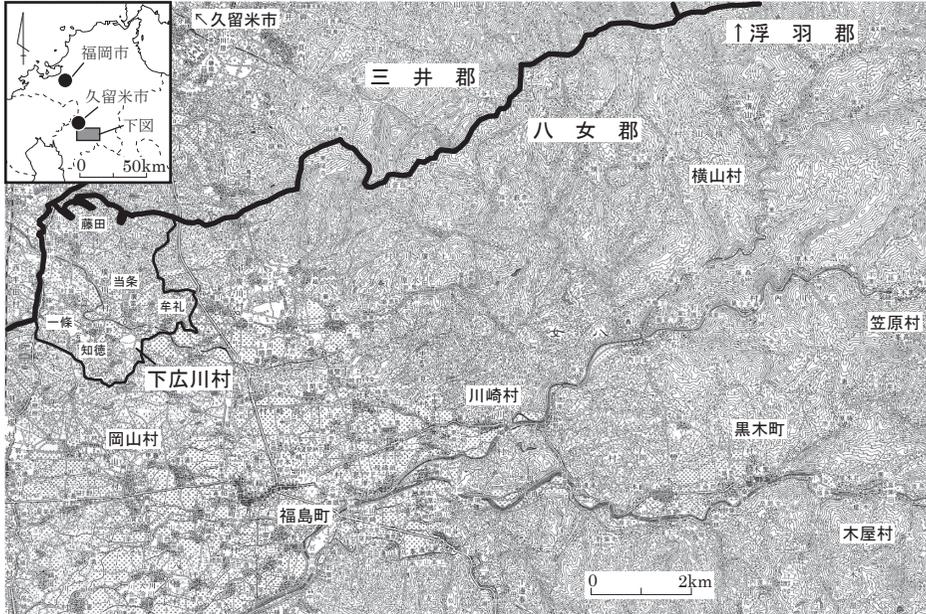


図1 研究対象地域

資料：1/50,000「久留米」（明治33（1900）年測図）。

通じて生産量が倍増した。とくに久留米餅は『下広川村是』第1回に「本村ノ如キハ久留米餅業発達ノ為ニ農家婦人ノ余業トシテ機業ノ発達大ニ見ルヘキモノアリ」と記され¹⁹⁾、女性の副業として下広川村でも重要な産業と位置づけられていた。

八女郡や下広川村の出移民数について、『福岡県統計書』では明治37（1904）～40年に町村別の在外者数が記されている。このうち明治37年の数値に注目したい。福岡県の在外者数は10,311人、市郡別で八女郡は三井郡（1,472人）に次ぎ2位の1,402人であった。在外者数を本籍人口で除した出移民率をみると、福岡県の平均は0.69％、市郡別で八女郡は1位三井郡1.67％や2位浮羽郡1.53％などに次ぎ5位の1.15％であった。八女郡の町村別の状況をみると、在外者数は1位横山村（現・八女市上陽町）184人、2位笠原村（現・八女市黒木町）135人、3位川崎村（現・八女市）119人、出移民率は1位笠原村4.54％、2

位横山村3.95％、3位川崎村3.02％となっていた。

一方、明治37年における下広川村の在外者数は29人で八女郡の30町村中19位、出移民率は0.81％で15位であった。聞き取りによれば、下広川村からの出移民は村の中南部にある一条地区と知徳地区で多く、当条地区にもおり、藤田地区や牟礼地区は少なかった。5地区とも地理的条件が類似しているため、先覚者の存在やそれに伴う連鎖移住が地区ごとの出移民の多寡に影響を及ぼしたと推察される。

下広川村の出移民数の推移に注目すると、『下広川村是』第1回では明治31年以前の3年平均として「布哇出稼金」が3人より送金額660円、第2回は明治37～39年の3年平均として「外国出稼人」18人より送金額1,440円となっていた²⁰⁾。『福岡県統計書』によれば、在外者数は明治37年に29人、明治40年には38人であった²¹⁾。『下広川村是』の数値

は過去の3年間の平均値であり刊行年次の実数ではないとはいえ、『福岡県統計書』に比べて少なすぎる。これは『下広川村是』がその項目名や記載内容から、あくまで帰郷者や送金者のみを集計した可能性が高いためと推察される。しかし、『下広川村是』や『福岡県統計書』を通じて、明治30年代の下広川村では出移民が少ないながらも増加した様子が見えてくる。

このように、福岡県では八女郡を含む南部で出移民が多く、八女郡では北東部の山間地域に出移民が集中していた。一方、下広川村の出移民数は増加していたものの、八女郡の中の位置づけは中位以下であった。下広川村は筑後平野に位置し、久留米餅生産や米作が盛んであり、山間地域に比べ生産基盤が充実していたため出移民が少なかったと指摘できる。そのような地域的背景の中、『八女郡是』の移民に関する記述をみると、第1回は「奨励」や「奮起」と記され²²⁾、第2回も「目的企業ノ鞏固ニシテ精確ナランコトヲ望ム」としながらも出移民数や送金額の増加は「良好」で、海外に加え日本国内への移民送出におおよそ積極的な内容であった²³⁾。一方、『下広川村是』の第1回では「有望」や「当然男子ノ企ツヘキ業」と記されたが²⁴⁾、第2回には「大二熟慮考究ヲ要ス」へと変化し、移民送出に慎重な様子が見うけられた²⁵⁾。

Ⅲ. 「海外渡航関係留」の特性

次に、町村というミクロスケールな地域での移民送出のあり方を検討するための資料をみだしていききたい。そもそも近代日本の出移民研究の基礎資料として、外務省外交史料館所蔵の「海外旅券下付(附与)返納表進達一件(含附与明細表)」いわゆる「海外旅券下付表」²⁶⁾や、「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」²⁷⁾をはじめ、移民名簿が重要である。これらの資料は、移住希望者から自治体に提出された海外渡航や旅券下付の申請

を、府県を介して外務省で集約し作成されたものである。それならば、全国の自治体には海外渡航や旅券下付の申請書の原本が存在し、移民募集から出移民に至る過程の詳細が判明するはずである。

そこで、表1には自治体が作成した海外渡航や旅券下付の申請に関する資料の一覧を示した。長崎県の「海外旅券願綴 并帰朝共」は「長崎県庶務掌」の作成となっているが、内容は西彼杵郡上長崎村(現・長崎市)からの申請のみであったため表に示した。なお、自治体では海外渡航や旅券下付の申請だけでなく当該地域出身者の移民名簿の作成や²⁸⁾、自治体だけでなく府県が同様な資料を作成した事例がみいだせる²⁹⁾。明治18~27年にはハワイ官約移民の送出に伴い、自治体で独自に移民名簿や送金、帰国後の動向の調査などに関する資料を作成した事例もみられる³⁰⁾。本稿ではあくまで明治30年代初期を中心に、自治体が作成した海外渡航や旅券下付の申請資料を扱うこととする。

まず、作成地域をみると、神奈川県足柄下郡足柄村(現・小田原市)や愛知県海部郡佐織村(現・愛西市)は近畿地方以東の局地的な送出地域、広島県安芸郡戸坂村や安佐郡口田村(現・広島市)と下広川村は瀬戸内地方や九州北部の移民多出地域、上長崎村はアジアへの初期の移民送出地域にあたり、いずれもマクロスケールで見れば出移民の多い地域であった³¹⁾。ただし、これらの地域は出移民が多いため出移民研究がある程度行われた結果、自治体の作成した海外渡航や旅券下付の申請に関する資料の存在が確認されたともいえる。

資料名は「渡航願」のような海外渡航の申請と、「旅券願」のような旅券下付の申請を示すものがみられた。ただし、多くの移民希望者は海外渡航と旅券申請を同時に申請するため、たとえば下広川村の「海外渡航関係留」では資料名が「渡航」であるが海外渡航

表1 自治体の作成した主な海外渡航・旅券下付申請資料

作成地域	現在の市町村	資料名	作成年次	出典
神奈川県足柄下郡富水村 神奈川県足柄下郡二川村 神奈川県足柄下郡足柄村	小田原市	海外旅券願書類 海外旅券願書類綴 海外旅券願書類綴	明治29～40(1896～1907)年 明治29～40(1896～1907)年 明治41～大正13(1908～24)年	A A A
愛知県海東郡藤浪村 愛知県海東郡藤浪村 愛知県海部郡佐織村 愛知県海部郡佐織村 愛知県海部郡佐織村	愛西市	海外渡航願 海外旅行券下附願 渡航証明綴 外国渡航願綴 外国渡航願綴	明治32(1899)年 明治36～39(1903～06)年 大正5(1916)年 大正6(1917)年 大正7(1918)年	B B B B B
広島県安芸郡戸坂村 広島県安芸郡戸坂村	広島市	外国渡航届書類 海外渡航書類	明治30～42(1897～1909)年 明治35～38(1902～05)年	C D
広島県高宮郡→安佐郡口田村	広島市	海外旅行届綴(帰村届共)	明治29～42(1896～1909)年	E
福岡県八女郡下広川村	広川町	海外渡航関係留	明治30～39(1897～1906)年	F
長崎県(西彼杵郡上長崎村)	長崎市	海外旅券願綴 并帰朝共	明治21～22(1888～89)年	G

注) 出典は以下の通り。A：赤木妙子「小田原市立図書館地域資料室蔵・海外移住関係史料について」海外移住資料館研究紀要5, 2011, 91-100頁。B：石田泰弘・池山 弘「戦前期における移民と海外渡航を利用した徴兵猶予の実態—愛知県旧海部郡佐織町域(現愛西市)を事例として—」愛知県史研究15, 2011, 41-68頁。C：広島市公文書館の公文書等データベース。D：児玉正昭「出稼ぎ移民の実態—広島県安芸郡戸坂村を素材として—」広島市公文書館紀要3, 1980, 31-53頁。E：石川友紀「広島県南部口田村契約移民の社会地理学的考察」史学研究99, 1967, 33-52頁。F：佐々木四十臣「海外移民の奨励」(広川町史編さん委員会編『広川町史 下巻』広川町, 2005), 51-54頁。G：長崎歴史文化博物館での現地調査。

と旅券下付の両方の申請を収録していた。

作成年次は明治20年代後半から明治40年代に集中しており、大正期にも一部みられた。この時期は先述のとおり、ハワイ官約移民が廃止され、日本政府によって管理される移民会社を介した移民送金の仕組みが形成された。また、外務省ではハワイ官約移民の廃止や移民保護規則の制定直前の明治26(1893)年より「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」の作成が始まり、明治31年からは「旅券下付数及移民統計」の数値が充実するなど³²⁾、同時期には移民名簿や統計の整備が進んだ。

記載内容は、上長崎村の「海外旅券願綴」などは申請書のみとなっていた。また、下広川村の「海外渡航関係留」には申請書に加え、福岡県や八女郡からの令達や他の機関との書簡も含まれていた。「海外渡航関係留」の資料の構成として、前半は「往復書留」、後半

には「海外渡航出願書式」の中表紙がみられるが、前半や後半とも海外渡航や旅券下付の申請書と令達や書簡が混在していた。令達や書簡の多くは、ハワイやアメリカ合衆国本土などへの渡航注意喚起について、外務省から福岡県や八女郡を経由して各町村へ通知されたとみられる資料をそのまま収録していた。中には、後に扱うような明治30年代初期の移民送金の事務的管理の実態がうかがえる興味深い資料もあった。

本来、自治体での出移民に関わる令達や書簡は海外渡航や旅券下付の申請に関する資料ではなく、庶務関係の資料に収録されるはずである。しかし、自治体の庶務関係の資料じたい現存が少なく、現存したとしても出移民に関わる令達や書簡はほとんど確認できない³³⁾。「海外渡航関係留」は偶然現存した特殊な資料かもしれないが³⁴⁾、令達や書簡を多数収録し貴重である。そして、下広川村で

「海外渡航関係留」が作成された要因についても、移民送出の事務的管理が同村にとって大きな政治的・社会的課題であった結果といえる。

IV. 渡航申請者の推移

図2には「海外渡航関係留」に収録された下広川村の渡航申請者数の推移を示した。申請者数はあくまで海外渡航や旅券下付を申請したことを示したものであり、II章で検討した『下広川村是』や『福岡県統計書』の出身移民数とは異なるが、のべ84人、再渡航による重複などを除いた実数としては74人がみとめられた。年次ごとの申請者数をみると、明治30(1897)年の33人や明治32年の21人が多かった。

主な移住先や移民会社、職業をみると、ハワイへの移民のうち、移民取扱人森岡真(以下、森岡真と記す)³⁵⁾の斡旋による者が29人、ハワイへの自由移民が23人、ハワイへ熊本移民合資会社(以下、熊本移民と記す)³⁶⁾の斡旋による者が20人いた。ハワイへの森岡真や熊本移民の斡旋による者は、いずれも農業労働者としての3年契約であった。ハワイ

への自由移民については、ハワイ島西海岸のコナナボポへのコーヒー栽培出稼6人、ハワイ島東海岸のオノメアへの「甘藷」(甘蔗の誤記カ)栽培出稼6人、ハワイ島南部のカウパハラ耕地での甘蔗栽培2人、ハワイ島東海岸のヒロへの夫の呼寄1人など、大半がハワイ島へ移住していた。

その他、サンフランシスコへの自由移民が4人、ブラジルへ東洋移民合資会社(以下、東洋移民と記す)の斡旋による者が3人、ハワイへ山陽移民合資会社の斡旋による者が2人、ハワイへ防長移民合資会社の斡旋による者が1人、メキシコへ東洋移民の斡旋による鉱業目的の者が1人みられた。サンフランシスコへの自由移民4人のうち2人は、下広川村で藍染業に従事していた者で、染色研究を目的として渡航申請しており³⁷⁾、久留米耕生産と関わる移民も少数ではあるが存在した。移住前の職業は農業47人、属籍は二男以下15人、戸主10人、年齢は20歳代33人、30歳代10人などとなっていた。このように、明治30年代の下広川村からは、農業従事者を中心に後継者や非後継者に関わらず、20~30歳代の比較的若い世代が主にハワイへ移住した。

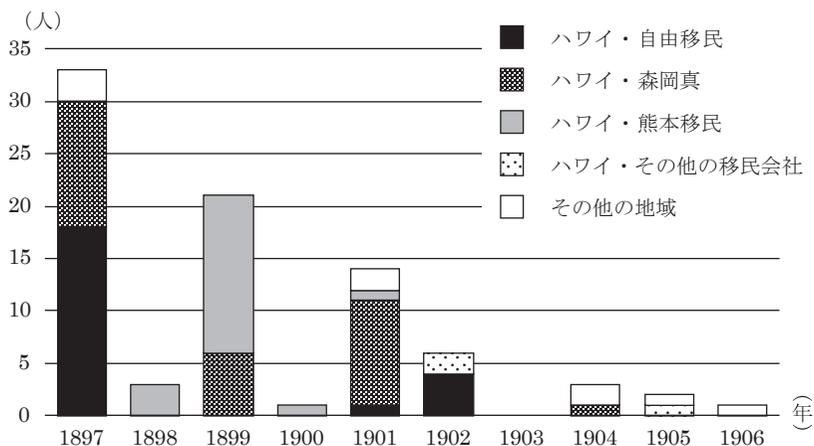


図2 下広川村における渡航申請者数の推移

資料：「海外渡航関係留」より作成。

また、「海外渡航関係留」には旅券返納や再渡航の申請、移住先からの出生や死去の報告も含まれており、それによれば明治29年以前に少なくとも6人がハワイへ移住していた。たとえば、明治35(1902)年1月の再渡航者の申請書には、「明治貳拾九年九月貳拾壹日御下附之(中略)旅券ヲ以テ、米領布哇布哇島カウパハラ耕地之蹄鉄工開業致居候内、西曆千八百九拾九年同地ニテ土地ヲ借受ケ壹百噓開墾シ目下甘蔗植付置候、尚又土地之情況ニ依リ獣医術開業致度諸事整理之為メ一時帰郷」³⁸⁾したという経歴が記されていた。このように「海外渡航関係留」からは、自由移民について断片的ながら「海外旅券下付表」より詳細な移住先や職業が判明した。

一方、表2は渡航申請の多かった明治30～32年について、「海外渡航関係留」の渡航申請と、外務省資料に記された海外渡航や旅券下付の申請を比較したものである³⁹⁾。明治30年のハワイへの自由移民については、「海外渡航関係留」に記載のあった18人全員が「海外旅券下付表」の神奈川県分にも登場し、旅券が下付されていた。一方、同年の森岡真の斡旋によるハワイへの渡航申請を行った12人と、東洋移民の斡旋によるブラジルへの渡航申請を行った3人については、全員

が外務省資料に渡航許可や旅券下付、解約の記載がみられず、申請したいが完了していなかったと推察される。明治32年の熊本移民の斡旋によるハワイへの渡航申請では、「海外渡航関係留」に記載のあった15人全員について、外務省資料でも海外渡航の許可がみられた。ただし、「海外渡航関係留」には登場しないが、外務省資料に記載のある者が2人おり、うち1人は許可後に解約となっていた。

このように、「海外渡航申請留」の渡航申請は、海外渡航の許可や旅券の下付がなされた者だけでなく、申請し許可されたが解約となった者や、申請を完了していなかった者が少なからずみられた。また、申請書だけでは判明しないため他の資料や聞き取りで裏づける必要があるが、海外渡航の許可や旅券の下付がなされたとしても実際に移住しなかった可能性もある⁴⁰⁾。これらの出移民数の不一致に注目することで、自治体の活動や業務代理人との関わり的一端がみいだせよう。

V. 海外移民送出への下広川村の対応

(1) 森岡真のハワイ移民斡旋

ここでは「海外渡航関係留」の渡航申請者12人全員が外務省資料に登場しなかった、

表2 「海外渡航関係留」と外務省資料との比較 (人)

年次	移住先	区分/移民会社名	「海外渡航関係留」		外務省資料		
			記載有	記載なし	記載有許可	記載有解約	記載なし
1897年	ハワイ	自由移民	18	0	18	0	0
1897年	ハワイ	森岡真	12	0	0	0	12
1897年	ブラジル	東洋移民	3	0	0	0	3
1898年	ハワイ	熊本移民	3	0	3	0	0
1899年	ハワイ	熊本移民	15	2	16	1	0
1899年	ハワイ	森岡真	6	0	2	3	1

資料：「海外渡航関係留」、外交史料館所蔵「移民取扱人森岡真取扱移民認可報告雑件」、「熊本移民合資会社取扱移民渡航認可報告雑件」、「移民取扱人森岡真二係ル移民渡航認可取消報告一件」、「熊本移民合資会社取扱移民渡航認可取消報告一件」、「海外旅券下付表」(神奈川県、兵庫県分)、「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」(森岡真、東洋移民、熊本移民分)より作成。

明治30年の森岡真によるハワイ移民の斡旋をめぐる下広川村の対応を検討する。表3には申請者12人の概要を示した。年齢は40歳代もいるが、26歳が4人と20歳代が多かった。属籍は長男3人、戸主2人、弟2人、養子や二男、四男、叔父が1人などであり、妻子の同行も2例みられた。職業は全員が農業であるが、1人は書類によっては大工と記されていた。

表4より渡航申請手続きの過程をみると、まず2月23日に申請者より下広川村へ「証明願」と「証明書」、請書が提出された。これらは「森岡真へ渡航周旋ノ義申込」の際に申

表3 森岡真の斡旋によるハワイ移民の渡航申請者

no.	年齢	属籍	職業
1	44歳	養子/戸主	大工/農業
2	41歳	戸主	農業
3	32歳	no.2妻	農業
4	1歳	no.2長女	農業
5	28歳	弟	農業
6	26歳	長男	農業
7	26歳	二男/長男	農業
8	26歳	四男	農業
9	26歳	叔父	農業
10	19歳	no.9妻	農業
11	23歳	長男	農業
12	22歳	弟	農業

資料：「海外渡航関係留」より作成。

表4 森岡真の斡旋による渡航申請の過程

作成年月日			資料名	作成者	提出・送付先	内容
1897	2	23	証明願	1,5,6,7,8,9,10,11,12	下広川村	森岡真へ斡旋申込に際し本人に問題ないことを証明
1897	2	23	証明書	1,5,6,7,8,9,10,11,12の保証人	下広川村	森岡真へ斡旋申込に際し保証人に問題ないことを証明
1897	2	23	請書	5,9,10,12の保証人	下広川村	渡航中止等しないことを宣誓
1897	2	24	乙第56号	下広川村	神戸警察署	森岡真の調査を依頼
1897	3	3	兵将第1737号の1	兵庫警察署	下広川村	森岡真は許可を得て営業や、渡航費に2種類あることなどを回答
1897	3	8	農第351号	八女郡	各町村	渡航申請のひな形を作成
1897	4	6	乙第109号	下広川村	(なし)	森岡真の斡旋による渡航申請の証明書の文案を作成
1897	4	8	乙第110号	下広川村	(なし)	森岡真の斡旋による渡航申請の証明書の文案を作成
1897	4	6~8	渡航許可願	1,2,3,4,6,7,8,9,10,12	福岡県	渡航許可の願出
1897	4	6~8	旅券下附願	1,2,3,4,6,7,8,9,10,12とその戸主	兵庫県	旅券下付の願出
1897	4	8	海外渡航旅券下附願ノ儀ニ付上申	2,3,4,6,9,10,12	下広川村	森岡真へ斡旋申込に際し本人に問題ないことを証明
1897	4	8	請書	9,10とその戸主	下広川村	願書の願下等しないことを宣誓
1897	4	8	請求書	9,10の戸主	下広川村	渡航申請のため戸籍の取寄
1897	5	27	農第693号	八女郡	下広川村	2,3,4,7,9,10,12が森岡真と解約、旅券願書を返戻
1897	5	28	乙第188号	下広川村	7,9,10,12の戸主	旅券願書の返戻のため役場へ出頭要請
1897	6	18	乙第223号	下広川村	森岡移民取扱所	2,7,9,12の旅券の返納を依頼
1897	7	14	(なし)	森岡商会移民部神戸支店	下広川村	旅券を発送
1897	7	20	乙第243号	下広川村	八女郡	9人の渡航許可指令書の返戻を依頼(1,2,3,4,6,7,8,9,10,12カ)
1898	1	27	農第64号	八女郡	下広川村	1,6,8の旅券の受取を依頼
1898	2	10	農第29号	八女郡	下広川村	1,6,8の旅券の受取を依頼

注) 作成者や内容の数字は表3のno.を示す。作成者や提出・送付先の担当者名は省略した。

資料：「海外渡航関係留」より作成。

請者やその身元保証人に問題ないことの証明を下広川村に求めたものであり、申請者全員が即日で「相違無之候也」とされた。「証明願」と「証明書」ともすでに「森岡真」と印字されたものに申請者が書き込んでいることから、森岡真が作成した書類を用いたと考えられる。

ところが、翌2月24日には下広川村より神戸警察署へ乙第56号が送られた。この書簡では、「神戸相生町二丁目森岡真」により「本村内ヨリ続々全人之手ヲ経テ布哇へ出稼セント願スルノ傾キ」がみられることに対し、下広川村は「信ヲ置キ難キ」として、「森岡真ナル者ハ移民取扱ノ許可ヲ受ケ正当ノ取扱ヲ為ス者ナルヤ」や「出稼人一人ニ付船賃及ビ検疫費トシテ四拾八円ヲ要スル趣ナルカ實際該費ヲ要スル者ナルヤ」について調査を依頼した。そして、3月3日に相生町を管轄していた兵庫警察署より下広川村へ兵将第1737号の1が送られ、森岡真は「相当ノ手續ノ上許可ヲ受ケ昨二十九年六月一日ヨリ開業」⁴¹⁾したことや、渡航費には「自費渡航ハ携帯金壹百円ニ運賃手数料検疫料共四十五

円」と「契約渡航ハ手数料十八円」の2種類があると回答した。

さらに、3月8日には八女郡より下広川村を含む各自治体へ令達を送られた。令達では渡航申請の増加に対し事務処理の簡略化や通信費の節減のため、八女郡で申請書のひな形を作成し利用を推進した。ひな形は「海外渡航願」と「証明願」、「海外旅券下付願」があり、たとえば「海外渡航願」は「私儀今般何々ノ為何年何月ヨリ何年何月マテ向フ何ケ年間何国何所工渡航致度候ニ付御許可被下度此段奉願候也」という文面であった。備考には「移民取扱人ニ依リテ渡航スル移民ハ、都テ其願書ニ移民取扱人若クハ其代理人ヲシテ連署セシメ、別ニ身元保証人及ヒ保証書ヲ要セズ」など、省略可能な手続きが記されていた。4月6日や8日には、森岡真の斡旋による渡航申請者に問題ないことを保証する「証明書」の文案を下広川村が独自に作成した。そして、4月6～8日には申請者より再び、森岡真の業務代理人である保田亀太郎の斡旋にて「渡航許可願」と「旅券下付願」(図3)⁴²⁾、「海外渡航旅券下附願ノ儀ニ付上申」が提出

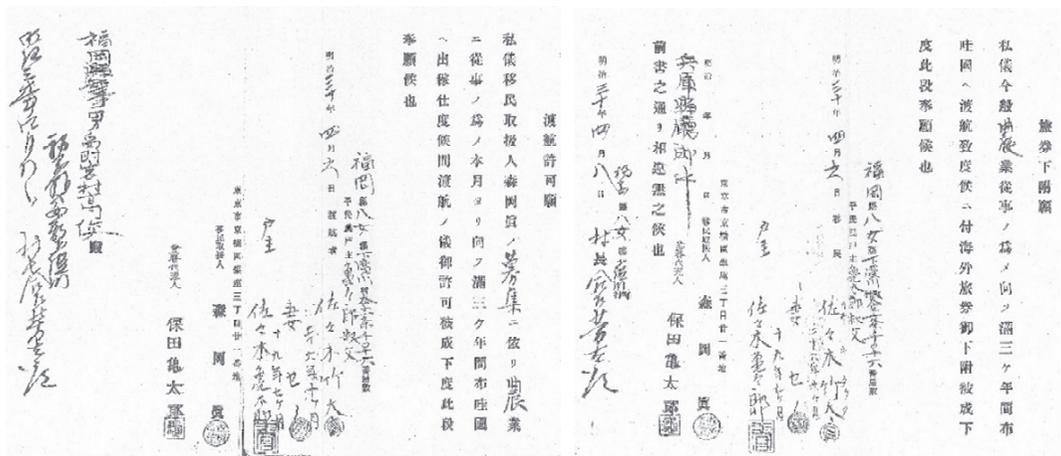


図3 渡航許可願(左)・旅券下付願(右)の一例

資料：「海外渡航関係留」より転載。

された。これらの書類もすでに「森岡真」の印字や「保田亀太郎」の押印があり、森岡真の業務代理人である保田が作成した書類が用いられた。

その後、5月27日に申請者が「移民取扱人森岡真ト締結セシ契約ハ今般都合ニ依リ解約」になったと、八女郡から下広川村へ通知された。それ以降は「旅券下付願」や旅券の返戻手続きが進められた。そして、聞き取りによれば、12人のうちある申請者は神戸市まで行ったが、渡航せずに帰郷した。

この過程から、まず、明治30年代初期の渡航申請の増加に対し、八女郡ではひな形を作成して各自治体へ活用を推進した点に注目される。ただし、この時期は外交史料館所蔵「移民保護法施行上ノ手続及旅券規則取締方ニ関シ制定シタル府県令内規一件」によれば、福岡県では確認できなかったが各府県で渡航申請のひな形の作成が散見される⁴³⁾。また図3に示した「渡航許可願」や「旅券下付願」は森岡真が作成したものであったが、八女郡のひな形と文面が一致した。ひな形の作成は八女郡に限らず全国的な動向であったといえる。一方、下広川村では森岡真の斡旋による渡航申請者に対し、「証明書」の文案を独自に作成していた。「海外渡航関係留」をみると、この「証明書」の文案は用いられず、代わりに内容の重複する「海外渡航旅券下付願ノ儀ニ付上申」が提出されていた。実際には運用されなかったが、下広川村では独自に書式の整備を試みていた。

次に、下広川村が兵庫警察署へ森岡真の調査を依頼した点も注目される。そもそも、乙第56号が作成されたということは、下広川村は森岡真の存在を知らなかったといえる。また、下広川村でハワイ移民斡旋に従事した保田は、外交史料館所蔵「移民取扱人森岡真業務関係雑件」によれば森岡真の正規の業務代理人であった⁴⁴⁾。しかし、明治30年当時、福岡県には森岡真の出張所が存在しな

かった⁴⁵⁾。保田はのちに「代理人一個ノ意志ヲ以テ地方庁ノ許可ヲ得テ猥リニ渡航セシムル行為有之候」として、森岡真より「移民ノ渡航許可願及旅券下付願書ニ署名ヲナスコト」という委任条件を削除されている⁴⁶⁾。さらに、本節で扱うハワイ移民は契約移民に相当するが、下広川村は渡航資金が48円であるか尋ねたところ、兵庫警察署は「契約渡航」18円と回答した。「契約渡航」18円には運賃や検疫料を含んでいなかったとも考えられるが、下広川村における渡航資金48円は本来の金額よりかなり高かった。つまり、この事例は森岡真の正規の業務代理人である保田が、森岡真の業務とは別に行った正式ではない移民募集であったと推察される。このため、下広川村へ渡航申請した12人全員が出移民に至らなかった。しかし、下広川村では正式ではないと疑われる移民斡旋について、独自に調査を行い防ごうとしていたのである。

(2) 熊本移民のハワイ移民斡旋

次に、「海外渡航関係留」の渡航申請者の全員が外務省資料に登場した、明治31～32年の熊本移民によるハワイ移民の斡旋をめぐる下広川村の対応を検討したい。表5には申請者20人の概要を示した。20人のうち2人は「海外渡航関係留」に渡航申請がなく外務省資料のみに記され、その1人は渡航許可が取消となった。外務省資料に記されていない者はおらず、正式な移民募集であった。

年齢は20歳代13人や30歳代5人が多かった。属籍や職業は戸主6人、非戸主5人、三男1人などであり、妻子の同行は3例みられた。職業は記載のあった14人全員が農業となっていた。これまでみてきた下広川村の渡航申請者全体の傾向と同じく、農業従事者を中心に後継者や非後継者に関わらず20～30歳代の比較的若い世代が多かった。

表6より移民斡旋の過程をみると、熊本移民の前身である移民取扱人小山雄太郎は八女

表5 熊本移民の斡旋によるハワイ移民の渡航申請者

no.	年齢	属籍	職業
1	24歳		
2	21歳	no.1妻	
3	32歳	戸主	農業
4	32歳	非戸主	農業
5	29歳		農業
6	39歳	戸主	農業
7	31歳	非戸主	
8	31歳		農業
9	28歳	非戸主	
10	27歳	三男	農業
11	26歳	戸主	
12	24歳	戸主	
13	21歳	非戸主	農業
14	24歳		農業
15	20歳	no.14妻	農業
16	0歳	no.14二女	農業
17	23歳	非戸主	農業
18	18歳	no.17妻	農業
19	20歳	戸主	農業
20	20歳	戸主	農業

注) 空欄は記載のないことを示す。no.6とno.13は外務省資料のみに記載がある。

資料: 「海外渡航関係留」, 外交史料館所蔵「熊本移民合資会社取扱移民渡航認可報告雑件」, 「熊本移民合資会社取扱移民渡航認可取消報告一件」より作成。

郡で移民斡旋に従事する前の明治31年2月、久留米市の旅館に臨時申込所を設けていた。4月に熊本移民が成立し、7月には移民斡旋の範囲を浮羽郡から八女郡などへ拡大した。そして、8月4日には農第813号として、八女郡より各町村長へ以下の内容が通知された。

熊本県熊本市熊本移民合資会社ヨリ布哇国出稼人募集事務取扱方、自今福島町株式会社成産銀行内今村藤吉ニ依嘱シ、本郡内ヨリ百八十七人本月末日迄募集候旨ヲ以テ、奨励方御願候条、御所轄一般へ応募候処御奨励相成度、此段及御照会候也

さらに、8月7日には下広川村より村内の各地区へ、乙第331号「農第八一三号照会ニ係ル件各区長へ移牒案相伺候」が送られた。内容は以下の通りである。

熊本県熊本市移民合資会社之布哇国出稼人募集事務取扱方、自今福島町株式会社成産銀行内今村藤吉ニ依嘱シ、本郡内ヨリ

表6 熊本移民による移民斡旋の過程

年月日			事項
1898	2	16	移民取扱人小山雄太郎、「久留米市細工町旅館青々館」に臨時申込所を設置、出張人石塚音弥太
1898	4	29	移民取扱人小山雄太郎、熊本移民合資会社へ組織変更
1898	7	16	業務執行社員小山雄太郎が出張、移民斡旋の範囲をこれまでの浮羽郡から八女郡や山門郡、三井郡、糸島郡にも拡大
1898	8	4	八女郡より各町村へ、熊本移民によるハワイ移民の斡旋への応募を奨励
1898	8	7	下広川村より各地区へ、熊本移民によるハワイ移民の斡旋への応募を奨励
1898	9	2	八女郡福島町本町1-28に福岡出張所を設置
1898	9	10	1~2に渡航許可
1899	1	17	3~5に渡航許可
1899	2	23	6~13に渡航許可
1899	4	17	6の渡航許可取消
1899	5	22	八女郡福島町の今村藤吉、業務代理人の許可申請
1899	7	3	八女郡福島町の今村藤吉、業務代理人に就任
1899	9	30	14~16に渡航許可
1899	10	20	17~20に渡航許可

注) 事項の数字は表5のno.に対応する。

資料: 「海外渡航関係留」, 九州歴史資料館所蔵「福陵新報」, 「九州日報」, 「福岡日日新聞」複製版, 外交史料館所蔵「熊本移民合資会社業務関係雑件」, 「熊本移民合資会社取扱移民渡航認可報告雑件」より作成。

百八十七名本月末日迄ニ募集候旨ヲ以テ、其筋ヨリ照会ノ次第有之候条、御部内人民へ此趣御示達ノ上応募候様御取斗相成度、此段及移牒候也⁴⁷⁾

その後、9月2日に八女郡福島町（現・八女市）に熊本移民の福岡出張所が正式に設置され、9月10日より下広川村にて熊本移民の斡旋によるハワイ移民が送出された。また、明治32年9月には福島町の今村藤吉が熊本移民の正規の業務代理人に就任した。

この過程で注目される点は、農第813号と乙第331号の2つの令達である。資料の前半をみると主語がないため、熊本移民がハワイ移民の斡旋を福島町の成産銀行の今村藤吉に依頼したとも読める。一方、この資料の作成者である八女郡が、熊本移民によるハワイ移民の斡旋を福島町の成産銀行の今村に依頼したとも解釈できる。

2つの解釈をめぐって、資料が作成された時期には福島町に熊本移民の出張所はなく、今村藤吉も熊本移民の業務代理人に就任していなかった。また、外交史料館所蔵「熊本移民合資会社業務関係雑件」所収の「履歴書」によれば、今村は福島町の出身で、明治15（1882）年5月より八女郡役所や福島町役場の臨時雇などに従事し、成産銀行の前身である成産会社の社員や若津支店（現・大川市）の支配人を経て、明治27年5月以降は成産銀行の支配人となった⁴⁸⁾。成産会社については、明治16（1883）年に開業し、茶や紙をはじめ八女郡の特産物に関する荷為替や貸金を業務としていた⁴⁹⁾。今村の保証人は「福島町本町1-28株式会社成産銀行頭取松延忠次」であったが、松延忠次は明治11（1878）～16年に福島町戸長に従事した他、福岡県会議員や八女郡会議員、福島町会議員なども務めた⁵⁰⁾。つまり、のちに熊本移民の出張所となる福島町本町1-28は成産銀行の社屋、のちに熊本移民の業務代理人に就任する今村は成産銀行

の支配人かつ地方官吏であり、いずれも正式に設置や就任する前より移民斡旋に関わっていた。これらの点を踏まえると、八女郡が熊本移民によるハワイ移民の斡旋を、八女郡と密接な関係にあった地域金融機関である成産銀行の支配人の今村に依頼した可能性が高い。

次に、これらの資料は八女郡の令達を下広川村が書き写したものであるが、「熊本県熊本市熊本移民合資会社」を「熊本県熊本市移民合資会社」と写し間違えていた。これは、単なる書き損じとも考えられる。しかし、表6をみると、2つの令達が作成された時期は熊本移民が移民斡旋の範囲を八女郡へ拡大した直後にあたり、八女郡には出張所が設置されておらず、熊本移民の存在が八女郡で周知されていたとは考えにくい。前節にて下広川村は森岡真の存在を知らなかったと指摘したが、熊本移民の存在も知らなかったとみられる。

さらに、下広川村の令達は「各区長」宛であった。「海外渡航関係留」に収録された令達のうち、地区に宛てたものはこの資料に加え、明治32年5月の乙第223号にて「各区長へ照会」として、八女郡の南に隣接する熊本県で森岡真を騙った偽のペルー移民斡旋がみられることを注意喚起する八女郡の令達を下広川村が「御部内渡航企画者」へ通知した際にもみられた⁵¹⁾。つまり、下広川村は八女郡の指示に応じて村内の各地区へと転送したことが確認できる。

このように、明治31～32年の熊本移民によるハワイ移民の斡旋は八女郡から熊本移民に働きかけたものであり、八女郡と成産銀行、熊本移民が協力して行われた。下広川村は熊本移民の存在を知らなかったが、八女郡から各町村を経て各地区へと上意下達で移民を募集する仕組みを構築し、官民一体による移民送出が展開していたといえる。

VI. 結論

本稿は福岡県八女郡下広川村を事例に、自治体が作成した海外渡航や旅券下付の申請に関する資料を用いて、明治30年代初期における自治体の活動や業務代理人との関わりと海外移民送出の事務的管理の地域的展開を検討した。

図4には、本稿で明らかになった八女郡や下広川村での移民送出の事務的管理の仕組みを示した。明治30年の移民取扱人森岡真によるハワイ移民の斡旋では、森岡真や業務代理人の保田亀太郎が地域住民に移民を募集し、移住希望者は彼らに移民斡旋を申し込むとともに下広川村へ海外渡航や旅券下付を申請した。また、八女郡は申請書のひな形、下

広川村は「証明書」の文案を作成し、渡航申請の書式を整備した。八女郡による森岡真や保田の管理はみられず、下広川村では森岡真の移民斡旋に嫌疑をもち独自に調査を行ったが、渡航申請者全員が出移民に至らなかった。

一方、明治32年の熊本移民合資会社によるハワイ移民の斡旋は、八女郡が久留米市や浮羽郡へ進出していた熊本移民に働きかけたものであり、地方官吏であった成産銀行の今村藤吉を担当者として、八女郡と成産銀行、熊本移民が協力して取り組んだ。そして、八女郡から下広川村を経て各地区へと上意下達で移民を募集し、渡航申請者全員が出移民に至った。また、この仕組みを活用することで、偽のペルー移民斡旋を未然に防いでいた。

このように、明治30年代初期の八女郡や

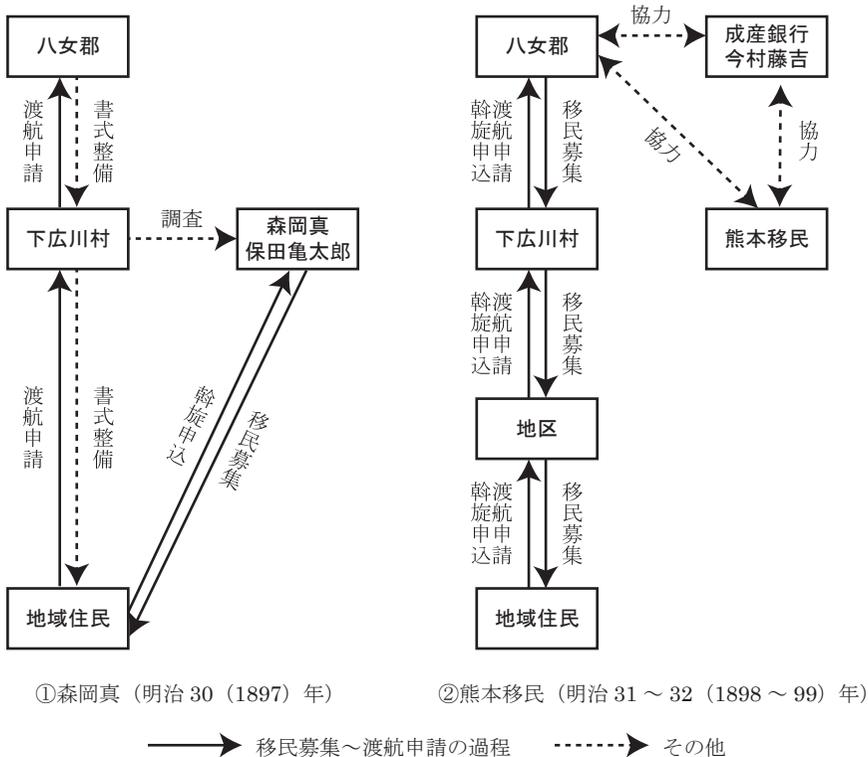


図4 移民送出の事務的管理の仕組み

資料：「海外渡航関係留」より作成。

下広川村では、全国的な動向と同じく移民保護規則や移民保護法の制定以降に出移民の増加がみられるとともに、不正な移民斡旋も多かった。そこで書式の整備による渡航申請手続きの効率化や、自治体間や移民会社および業務代理人との連携の強化を進め、不正な移民斡旋の起きにくい移民送出のよりよい仕組みの構築をめざしていたことが明らかになった。そして、山間地域を多く含む八女郡は移民多出地域である福岡県の中でも出移民が多かったため、郡域全体での渡航申請手続きの整備を進めるべく、申請書のひな形の作成と利用推進や、地域金融機関や移民会社との協力関係作りを進めた。

一方、平地にある下広川村は久留米耕生産や米作が盛んであり、移民多出地域の中にある出移民の少ない地域であったが、当初より嫌疑のある移民斡旋の調査や八女郡のひな形にはない「証明書」の文案の作成などを独自に取り組み、八女郡より慎重に移民送出の管理を進めていた。八女郡と下広川村はマクロスケールで見れば同じく移民多出地域である福岡県南部の農業地域に位置するが、異なる地域特性やそれに起因する出移民数の多寡のため出移民への対応の地域的相違がみられた。

最後に、明治32(1899)年以降の下広川村の渡航申請者数をみると、ハワイへ森岡真の斡旋による者が明治32年(6人)と明治34(1901)年(10人)に一時的に増加し、その後は大きく減少した(図2)。このうち明治32年の渡航申請者6人について、明治31年11月以降は久留米市に森岡真の出張所の設置や森岡真による移民募集の新聞広告がみられることから⁵²⁾、この渡航申請は正式な移民斡旋であったと考えられる。しかし、6人中3人が解約となり、1人は外務省資料に記載がみられなかった(表2)。自治体による移民送出の管理が進み正式な移民斡旋がなされながら出移民に至らなかった事例における、自治体の活動や業務代理人との関わりについては、

今後の検討が必要である。また、大正期以降の移民送出の動向や、それを検討するための自治体が作成した海外渡航や旅券下付の申請に関する資料の存在もみいだせていない。近代を通じた自治体の活動や業務代理人との関わりや移民送出の事務的管理の実態について、引き続き検討を進めたい。

(琉球大学)

〔付記〕

本研究を進めるにあたり、広川町郷土史研究会の佐々木四十臣氏には、多大なご指導やご教示を賜りました。また、「海外渡航関係留」の一部について掲載のご許可をいただきました。広川町役場総務課の皆様には、現地調査に際し多くのご支援を賜りました。九州歴史資料館県史料閲覧室の久恒真由美氏には、『福岡県史』の移民編纂事業や成産銀行に関わる資料について、多くのご教示と閲覧の機会を賜りました。奈良大学の三木理史氏には、府県が作成した移民資料について多くのご教示をいただきました。記して厚く御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 石川友紀『日本移民の地理学的研究』榕樹社、1997、115頁。
- 2) 木村健二「近代日本移民史における国家と民衆—移民保護法下の北米本土転航を中心に—」歴史学研究582、1988、23-32頁。
- 3) アラン・T・モリヤマ著、金子幸子訳『日米移民史学—日本・ハワイ・アメリカ—』PMC出版、1988、78-79頁。
- 4) 前掲3) 81-83頁。
- 5) 児玉正昭『日本移民史研究序説』溪水社、1992、275-277頁。
- 6) 前掲5) 281-286頁。
- 7) 前掲1) 143頁。明治18~27年のハワイ官約移民数も道府県別で4位(2,180人)(前掲1)139頁)、明治32年の出移民数も4位(3,028人)である(前掲1)144頁)。
- 8) 石川友紀「九州福岡・佐賀・長崎・熊本4県の移民資料調査報告」海外移住資料館研究紀要4、2010、31-38頁。福岡県に限ら

- ず、九州北部の全域についても出移民研究や移民資料の存在確認が少ない。
- 9) 菅 英輝「福岡県からのハワイ・北米向移民の社会・経済史的考察, 明治初期～大正13年」北九州産業社会研究所紀要24, 1982, 65-92頁。前掲3) 241-250頁。
 - 10) 郷田敏男「海外出稼」(八女市史編さん専門委員会編『八女市史 下巻』八女市, 1992), 156-160頁。坂本泰行「海外への出稼ぎと移住」(黒木町史編さん実務委員会編『黒木町史』黒木町, 1993), 540-546頁。中村文二「移民及び出稼ぎの奨励」(立花町史編さん委員会編『立花町史 下巻』立花町, 1996), 282-286頁。
 - 11) 佐々木四十臣「海外移民の奨励」(広川町史編さん委員会編『広川町史 下巻』広川町, 2005), 51-54頁。八女郡の自治体史における移民への言及は、前掲10) および前掲11) に示した4地域のみである。
 - 12) 福田淳子「からゆきさんのイメージと実像～出身地、渡航地に関する考察～」民族社会研究1, 1998, 51-56頁。嶽本新奈「「からゆき」渡航補助者のジェンダーと役割の一考察—「密航婦」記事を手がかりにして—」ジェンダー史学7, 2011, 45-47頁。
 - 13) 遠藤十亜希『南米「棄民」政策の実像』岩波書店, 2016, 145-149・171-172頁。
 - 14) 増田 修・鈴木 武編『コロンビア日本人移民史』パルミーラ農業日本人会, 1960, 10-18頁。
 - 15) 福岡県八女郡下広川村役場編『福岡県八女郡下広川村是』福岡県八女郡下広川村役場, 1898, 甲9頁。
 - 16) 福岡県八女郡下広川村役場編『福岡県八女郡下広川村是 第二回』福岡県八女郡下広川村役場, 1908, 2頁。
 - 17) 前掲15) 甲23-32頁。小数点以下は四捨五入した。
 - 18) 前掲16) 27-42頁。「米」の生産戸数は記載がみられなかった。
 - 19) 前掲15) 乙45頁。
 - 20) 前掲15) 甲32頁。前掲16) 40頁。
 - 21) 『福岡県統計書』より各年次の「本籍人口出入動態」を参照した。明治38(1905)年の在外者数は30人、明治39年は38人であった。
 - 22) 福岡県八女郡役所編『福岡県八女郡是 第三編 将来』福岡県八女郡役所, 1900, 183-184頁。
 - 23) 福岡県八女郡役所編『第二回福岡県八女郡是』福岡県八女郡役所, 1911, 65-66頁。
 - 24) 前掲15) 乙48-49頁。
 - 25) 前掲16) 93頁。
 - 26) 外交史料館所蔵, 3-8-5.8「海外旅券下付(附与)返納表違達一件(含附与明細表)」。
 - 27) 外交史料館所蔵, 3-8-2.38「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」。
 - 28) 自治体が作成した移民名簿は、足柄村や愛知県海東郡草場村, 同勝幡村(現・愛西市), 口田村でみいだせる。赤木妙子「小田原市立図書館地域資料室所蔵・海外移住関係史料について」海外移住資料館研究紀要5, 2011, 92-93頁。石田泰弘「渡米者送出の様相—愛知県海部郡佐織町を事例に—」愛知県史研究7, 2003, 116頁, 122-123頁。石川友紀「広島県南部口田村契約移民の社会地理学的考察」史学研究99, 1967, 35-46頁。
 - 29) 既往研究からは群馬県や長崎県に存在が確認できる。ただし、長崎県の作成した「旅券下附伺」は移住先と移住先での職業、移民の氏名の一覧のみ記され、自治体の資料を集約したものとなっている(半田美穂「明治期における極東ロシアへの日本人移民にみる渡航過程—長崎県「旅券下附伺」の分析を事例に—」歴史地理学50-4, 2008, 16-29頁)。群馬県についても「海外移住民及副業現状」が存在するが、単体で作成されておらず「雑事」という簿冊に含まれている(三木理史「群馬県における水害罹災者の対応—1910年利根川大水害による移住をめぐって—」地理学評論85-6, 2012, 618-632頁)。
 - 30) ハワイ官約移民に関する自治体が作成した資料は、多出地域であった広島県西部から山口県東部にて存在が確認されている。児玉正昭「出稼ぎ移民の実態—広島県安芸郡戸坂村を素材として—」広島市公文書館紀要3, 1980, 36-44頁。児玉正昭「移民母村

- の社会経済史的考察—広島県佐伯郡宮内村を素材として」(戸上宗賢編『ジャパニーズ・アメリカン—移住から自立への歩み』ミネルヴァ書房, 1986), 117-128頁。石川友紀「広島湾岸地御前村契約移民の社会地理学的考察」人文地理19-1, 1967, 75-91頁。石川友紀「山口県大島郡久賀村初期ハワイ契約移民の社会地理学的考察」地理科学7, 1967, 25-37頁。
- 31) 花木宏直「移民資料としてみた府県統計書の特性とその活用」移民研究13, 2017, 11-18頁。
- 32) 外務省通商局編『旅券下付数及移民統計』外務省通商局, 1921。この統計は明治元(1868)年より出移民数が示され, 明治31年以降は移住先や移民会社, 府県別の詳細な数値が記されている。
- 33) たとえば, 八女郡では岡山村役場(現・八女市, 筑後市)の「庶務事蹟留」(明治39~43(1910)年)が現存する。これに収録された令達は, 渡航中止となった移民に対し移民会社が手数料を徴収している実態について調査を依頼した兵第314号「移民取扱者検査不合格者ヨリ手数料徴収二関スル件」(明治39年2月14日)と兵第344号「ハワイ行自由移民二係ル同上ノ件」(明治39年2月15日)をはじめ, 明治39~40年に6件あった。いずれも外務省から福岡県を介し八女郡より通知されたものであり, 岡山村が作成した資料はみられなかった。
- 34) 聞き取りによれば, 「海外渡航関係留」は昭和30年に下広川村が広川町へ合併した時, 下広川村役場の公文書を小学校の校庭で焼却していた際, 下広川村の元職員により火中で発見され引き取られた資料の1つである。自治体が作成した海外渡航に関する資料は全国で作成されたはずであるが, 市町村合併や公文書の整理などさまざまな要因により実際に現存するものは少ないとみられる。
- 35) 移民取扱人森岡真は明治32年から大正9(1920)年にかけて31,820人の移民を斡旋した, 近代前期の日本で最大の移民会社であった。明治27年に開業し, 大正元(1912)年に森岡移民合名会社, 大正7(1918)年に森岡移民株式資会社へ社名を改め, 大正9年に近代後期の唯一の移民会社となる海外興業株式会社へ合併した。営業所(移民会社の本社にあたる場所)は東京市にあった(前掲1)192-201頁, 前掲3)83-86頁)。代表者の森岡真は大蔵省などに勤めた官吏であった(木村健二「明治中・後期における移民会社の設立主体」近現代史研究会会報31, 1997, 5頁)。
- 36) 熊本移民合資会社は計12,020人の移民を斡旋した, 熊本市に営業所を置く近代前期でも比較的規模の大きい移民会社であった。明治31年に前身の移民取扱人小山雄太郎を継承して開業し, 明治40年に大陸殖民合資会社へ合併した(前掲1)192-201頁, 前掲3)83-86頁)。代表者の小山雄太郎は立憲政友会系に属し衆議院議員などを務めた地元有力者であった(前掲35)7頁)。
- 37) 「海外渡航関係留」による。以下, 本文中でとくに出典のない記述は, 「海外渡航関係留」によるものである。
- 38) 本稿では「海外渡航関係留」の引用に際し, 句点を筆者が補注した。
- 39) 外務省資料については, 外交史料館所蔵の以下の6点の資料を用いた。3-8-2.69「移民取扱人森岡真取扱移民渡航認可報告雑件」。3-8-2.96「熊本移民合資会社取扱移民渡航認可報告雑件」。3-8-2.99「熊本移民合資会社取扱移民渡航認可取消報告一件」。3-8-2.105「移民取扱人森岡真二係ル移民渡航認可取消報告一件」。前掲26)の神奈川県分と兵庫県分。前掲27)。ただし, 「移民取扱人森岡真取扱移民渡航認可報告雑件」は明治30~32年の海外各地への移民と明治33年のハワイ移民, 大正8(1919)年のブラジル移民のみ収録されるなど, すべての出移民について記載されているわけではない。
- 40) たとえば, 移住希望者は海外渡航や旅券下付の申請手続きを完了した後, 出港を待つ間に検疫で身体検査を受け, トラホームなどの病気が発覚した場合は渡航できなかった。移住先へ入国する際も同様に, 検疫で病気が発覚すれば帰還となった(前掲3)

139頁)。

- 41) 兵将第1737号の1には森岡真が明治29年に開業したと記されているが、これは神戸支店の開業年次を示したものと考えられる。
- 42) 図3の「渡航許可願」と「旅券下付願」は、「海外渡航関係留」に収録されたものをスキャンし補正したものである。同一のものは『広川町史』にも紹介されているが(前掲11)53頁)、本稿では記載内容と八女郡のひな形を比較するため改めて提示した。
- 43) 外交史料館所蔵、3-8-2.7「移民保護法施行上ノ手続及旅券規則取扱方ニ関シ制定シタル府県令内規一件」。管見の限りでは、明治27年7月の兵庫県を最初に、岩手県や奈良県や石川県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、宮崎県で確認できた。
- 44) 外交史料館所蔵、3-8-2.46「移民取扱人森岡真業務関係雑件」。同資料所収の「履歴書」によれば、保田は広島県深安郡深津村(現・福山市)出身で、呉服太物商や木綿織卸商に従事する中で神戸市へ進出して回漕業へと展開し、森岡商会の社員を経て、明治29年8月13日に森岡真の業務代理人となった。兵将第1737号の1にも「当市相生町二丁目東京支店ニテ森岡真ナルモノハ現住シ不居、保田亀太郎ナルモノヲ以テ代理人トシ事務ヲ取扱」と記されており、保田は森岡真の神戸支店を任されていた。
- 45) 「移民取扱人森岡真業務関係雑件」によれば、福岡県における森岡真の出張所は、明治31年12月に久留米市に設置され、明治33年4月に福岡市へ移転した。森岡真によるハワイ移民の斡旋の新聞広告も、「九州日報」明治31年11月30日付が初出である。
- 46) 「移民取扱人森岡真業務関係雑件」所収の「業務代理人解約ノ件」による。委任条件の削除は明治34年7月6日であった。
- 47) 農第813号と乙第331号の句点は、筆者が適宜補った。
- 48) 外交史料館所蔵、3-8-2.95「熊本移民合資会社業務関係雑件」。
- 49) 永江真夫「明治期地方貸金会社の経営—福岡県八女郡成産会社の事例—」福岡大学経済学論叢49-1, 2004, 55-59頁。
- 50) 福岡県八女郡役所編『稿本八女郡史』福岡県八女郡役所, 1917, 15-18頁。
- 51) 「海外渡航関係留」所収。これは明治32年5月22日の八女郡より下広川村への令達を受け、5月29日に下広川村から地区へ通知されている。
- 52) 前掲45)を参照。

Emigration Control in the Late 1890s:
The Case of Shimohirokawa Village, Yame County, Fukuoka Prefecture

HANAKI Hironao

The Japanese government abolished emigration to Hawaii by the agreement between Japan and the Hawaiian Kingdom in 1894. In the same year, the Japanese government established the law of protection for Japanese immigrants and developed an emigration system through emigration companies managed by the government itself. In the late 1890s, Japan had the largest emigrant population. This study examined the local emigration system in the late 1890s by focusing on local governments and emigration brokers that participated in emigration in local areas.

The focus of the study was Shimohirokawa village, Yame County, Fukuoka Prefecture. Fukuoka Prefecture had the most emigrants in modern Japan, particularly in the south, including Yame County. Shimohirokawa village was located on flat land and was a major producer of Kurume Kasuri cloth and rice. Consequently, there were fewer emigrants in Shimohirokawa village than in Yame County.

Yame County and Shimohirokawa village initially could not control emigration brokers. At times people who had already applied for emigration could not emigrate because of false recruitment. Based on this case, Yame County developed an emigration system through an emigration application form and supported emigration in cooperation with local financial institutions and emigration companies. On the contrary, Shimohirokawa village tried to control the emigration system more carefully by investigating emigration brokers and making copies of the original emigration application forms. This study reveals that local governments developed various local emigration systems according to local characteristics and emigration numbers in the late 1890s.

Key words: local government, emigration broker, emigration, Shimohirokawa Village, Yame County